

# 兵庫県公報

平成27年10月13日 火曜日 第 2739 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○農用地利用配分計画の認可（農業経営課）	1
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○土地改良区の解散認可（同）	4
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	4
○第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	4
○同上（同）	5
○同上（同）	6
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
○同上（同）	7
○同上（同）	7
病院局公告	
○入札公告	8
公安委員会規則	
○兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	13

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号）

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正により、小野警察署が設置されること並びに社警察署の名称及び管轄区域が変更されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第841号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について以下のとおり認可した。

（「以下のとおり」は省略し、今回認可した農用地利用配分計画を兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる農地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 今回認可した農用地利用配分計画の概要  
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	
第119号	農事組合法人 スリーエス営農組合	川辺郡猪名川町笹尾東大 藪3番	川辺郡猪名川町清水東字大藪20番 ほか6筆

27

第120号	農事組合法人 八幡宮農組合	加古川市八幡町船町16	加古川市八幡町下村字渡来866番ほか68筆
第121号	株式会社 エコファーム	神戸市西区岩岡町野中 564—5	加古川市八幡町野村字谷口416番ほか28筆
第122号	花房 正幸	加古川市八幡町中西条 173—1	加古川市八幡町中西条字平松新開 784番ほか8筆
第123号	松井 義輝	加古郡稲美町加古3137— 2	加古川市八幡町上西条字池ノ向441 番4ほか5筆
第124号	株式会社 清か米	加古川市西神吉町鼎794	加古川市西神吉町西村字山田362番 1ほか77筆
第125号	農事組合法人 志方東宮農組合	加古川市志方町高畑961 —24	加古川市志方町廣尾字二塚24番1 ほか106筆
第126号	農事組合法人 東中宮農組合	三木市口吉川町東中408 —1	三木市口吉川町東中字後ノ坪125番 ほか128筆
第127号	農事組合法人 西横田宮農組合	加西市西横田町145	加西市西横田町字下モ田529番ほか 15筆
第128号	農事組合法人 あびき	加西市網引町791—1	加西市網引町字北山831番98ほか16 筆
第129号	株式会社 箸荷宮農組合	多可郡多可町加美区箸荷 835—1	多可郡多可町加美区箸荷字尾バナ 7番1ほか51筆
第130号	松本 安弘	多可郡多可町中区糶屋 122—1	多可郡多可町中区糶屋字山田287番 1ほか1筆
第131号	廣畑 雅弘	多可郡多可町加美区丹治 507	多可郡多可町加美区大袋字キタカ イチ165番3ほか1筆
第132号	農事組合法人 西多田宮農	姫路市山田町多田1174番 地21	姫路市船津町字一本松5316番39ほ か136筆
第133号	株式会社 グリーンひょうご西	姫路市船津町5275番地10	姫路市四郷町見野字苗代町1100番 ほか44筆
第134号	株式会社 石倉農産	姫路市石倉835番地1	姫路市石倉字前田464番1ほか190 筆
第135号	株式会社 ささ宮農	たつの市新宮町下笹1049 番地	たつの市新宮町下笹字南所370番ほ か25筆
第136号	株式会社 グリーンファーム揖西	たつの市揖西町新宮1095 番地1	たつの市揖西町構字大坪44番1ほ か1筆
第137号	山本 百合子	佐用郡佐用町仁方223番 地	佐用郡佐用町仁方字鳴子途1141番 ほか60筆
第138号	山本 巖	佐用郡佐用町安川914番 地	佐用郡佐用町安川字坪内1274番ほ か65筆

第139号	稲谷 豊	佐用郡佐用町安川51番地1	佐用郡佐用町安川字豆腐屋116番1ほか37筆
第140号	山本 巖	佐用郡佐用町安川914番地	佐用郡佐用町米田字綱切458番ほか13筆
第141号	吉田 一郎	佐用郡佐用町下秋里900番地	佐用郡佐用町下秋里字向田800番ほか46筆
第142号	福田 範康	佐用郡佐用町福澤1136番地3	佐用郡佐用町下秋里字竹之内847番1ほか31筆
第143号	株式会社 グリーンひょうご西	姫路市船津町5275番地10	赤穂市目坂字竹ノ久保1016番1ほか2筆
第144号	沖 洋和	赤穂市折方1001番地3	赤穂市福浦字川東南4063番ほか15筆
第145号	有限会社 朝日農事	豊岡市下鶴井989番地	豊岡市赤石字大ミス2326番ほか46筆
第146号	阪井 裕	豊岡市赤石381番地	豊岡市赤石字淵2201番ほか8筆
第147号	田上 基	豊岡市赤石273番地	豊岡市赤石字亀山田2217番ほか16筆
第148号	農事組合法人 戸島営農組合	豊岡市城崎町戸島2015番地	豊岡市城崎町戸島字柿ノ浦2019番1ほか35筆
第149号	農事組合法人 畑営農組合	豊岡市但東町畑295番地	豊岡市但東町畑字西縄手431番1ほか43筆
第150号	藤原 誠	豊岡市竹野町二連原187番地	豊岡市竹野町小城字タナカ168番ほか4筆
第151号	藤原 誠	豊岡市竹野町二連原187番地	豊岡市竹野町森本字古川214番ほか2筆
第152号	岩戸 君夫	豊岡市岩熊270番地	豊岡市岩熊字熊田43番1ほか3筆
第153号	株式会社 百合地営農	豊岡市百合地525番地の1	豊岡市百合地字セリノ341番ほか4筆
第154号	農事組合法人 丹波北御油アグリネット	丹波市氷上町御油112	丹波市氷上町御油字エガ坪181番ほか107筆
第155号	淡路島オリーブグロー ーズ株式会社	南あわじ市賀集鍛冶屋491番地	淡路市野島大川字鴨ヶ谷491番5ほか19筆

## 2 農用地利用配分計画を認可した日

平成27年10月1日

~~~~~

## 兵庫県告示第842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**揖保川南土地改良区**

退任役員

役員区分

氏 名

住 所

監 事

芦 谷 直 行

たつの市揖保川町馬場612番地

同

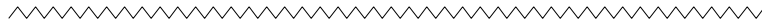
高 瀬 一 毅

同 市揖保川町金剛山562番地

同

名 村 博 行

同 市揖保川町浦部7番地



**兵庫県告示第843号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日      |
|----------|------------|
| 下島土地改良区  | 平成27年8月25日 |



**兵庫県告示第844号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日      |
|----------|------------|
| 東条土地改良区  | 平成27年9月24日 |



**兵庫県告示第845号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**揖保川南土地改良区**

氏 名

住 所

高 曾 敏 一

たつの市揖保川町浦部248番地

宮 本 敏 光

同 市揖保川町金剛山508番地

北 川 憲 一

同 市揖保川町馬場344番地

岸 野 久 夫

同 市揖保川町金剛山401番地

中 原 静 夫

同 市揖保川町浦部240番地



**兵庫県告示第846号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年9月17日に次のとおり認可した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 加古川漁業協同組合

所在地 西脇市野村町1244-1

- 2 漁業権番号  
内共第4号
- 3 認可に係る変更の内容  
第5条第1項の表を次のように改める。

| 区域                                          | 期間  |
|---------------------------------------------|-----|
| 多可郡多可町加美区大袋地内通称大袋橋(杉原川)より上流100メートル土砂止堰堤までの間 | 1年間 |
| 東条湖余水吐口より上流網場までの約100メートルの間                  | 1年間 |
| 加東市松沢町松沢地内通称松沢井堰から上流200メートルまでの間             | 1年間 |

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第847号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年9月17日に次のとおり認可した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者  
名 称 揖保川漁業協同組合  
所在地 宍粟市山崎町五十波1013
- 2 漁業権番号  
内共第7号
- 3 認可に係る変更の内容  
第5条第1項の表を次のように改める。

| 地域   | ア 区域                                                         | イ 期間           |
|------|--------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 新宮 | 新宮町新宮にある新北村井堰にある標柱から上流約500mにある標柱までの区域                        | 網解禁日から8月31日まで  |
| 2 越部 | 新宮町井野原にある第2排水樋管にある標柱から下流サッカー競技場南にある標柱までの区域                   | 同 上            |
| 3 小玉 | 佐野川出尻から下流祇園橋にある標柱までの区域                                       | 同 上            |
| 4 正条 | 揖保川町新在家宮前にある標柱から下流揖保川大橋の上約200mの点にある標柱までの区域                   | 同 上            |
| 5 三方 | もみの木口標柱から上流の区域                                               | 1月1日から12月31日まで |
| 6 引原 | 波賀町引原ダムサイドから上流アパー(ごみ除け柵)を設置したところまでの区域                        | 同 上            |
| 7 安富 | 安富町安富ダムから上流の網場地点(ダム軸より上流約200m)から下流減勢工末端地点(ダム軸より下流約101m)までの区域 | 同 上            |

|       |                                                |                     |
|-------|------------------------------------------------|---------------------|
| 8 網干  | 姫路市余部区と網干区との揖保川両岸における境界見通線から国道250線網干大橋上流端までの区域 | 10月1日から<br>11月30日まで |
| 9 余部  | 姫路市余部区の幡洞川の揖保川との合流点より上流フウセンダムまでの区域             | 同 上                 |
| 10 御津 | 御津町中島の中川にある横堰から下流にあるゲートまでの区域まで                 | 1月1日から<br>12月31日まで  |
| 11 姫路 | 姫路市余部区八十大橋上流の水道管より上流200mまでの区間                  | 同 上                 |

4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第848号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年9月17日に次のとおり認可した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 千種川漁業協同組合  
所在地 赤穂郡上郡町岩木甲54-1

2 漁業権番号

内共第8号

3 認可に係る変更の内容

第8条第1項を次のように改める。

第8条 遊漁料の額は次の通りとする。ただし、第1号の場合において遊漁料が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは第2号に掲げる額とし、第4号ただし書きにより納付するときは1,000円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

| 魚 種            | 種別  | 漁具、漁法 | 遊 漁 料  |       |
|----------------|-----|-------|--------|-------|
|                |     |       | 年 券    | 日 券   |
| 全 魚 種          | 1 級 | 手釣・竿釣 | 13,400 | 3,100 |
| 鮎を除く全魚種        | 2 級 | 〃     | 6,200  | 2,100 |
| おいかわ・うぐい・てながえび | 3 級 | 〃     | 2,100  | 500   |
| わかさぎ           | —   | 〃     | —      | 1,000 |

(2) 小中学校生徒又は女子及び肢体不自由者の遊漁の場合

|             | 種別  | 老人・女子   | 身障者・中学生 | 小学生 |
|-------------|-----|---------|---------|-----|
| 遊漁料<br>(管内) | 1 級 | 7,200 円 | 7,200 円 | 無 料 |
|             | 2 級 | 無 料     | 無 料     | 無 料 |
|             | 3 級 | 無 料     | 無 料     | 無 料 |

|                                                    |     |         |         |         |
|----------------------------------------------------|-----|---------|---------|---------|
| (注) 管内とは、次の市町をいう。<br>赤穂市、相生市、上郡町、佐用町、宍粟市千種町、山崎町の一部 |     |         |         |         |
| 遊漁料<br>(管外)                                        | 1 級 | 7,200 円 | 7,200 円 | 7,200 円 |
|                                                    | 2 級 | 3,100 円 | 3,100 円 | 3,100 円 |
|                                                    | 3 級 | 1,000 円 | 1,000 円 | 無 料     |

(3) 第 7 条に規定する特定漁場の遊漁料は次表の通りとする。

| 特 定 漁 場 名 | 漁 具 漁 法 | 遊 漁 料   |
|-----------|---------|---------|
| 三 室       | 竿 釣     | 3,100 円 |

(4) 遊漁料の納付は(別表 2)に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。

4 変更後の第 5 種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。

公 告

**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市親王塚町41番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区大深町 3 番40-3405号  
吉 田 昌 弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年 7 月 6 日  
兵庫県指令神北(宝土)(建)第 1-4 号(27芦屋)



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市伊保崎一丁目1726番11の一部、1726番12、1960番49から1960番51まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町島 2 番地  
株式会社ユニゾン 代表取締役 伊 藤 正 裕
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年 9 月 7 日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第 1-2-2 号(27高砂)



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市梶原字谷ノ上284番1、284番4、287番1、287番2、289番2、290番2、291番3から291番5まで、  
284番4地先里道の一部  
同 市梶原字西畑292番、294番3、294番4、292番地先水路の一部  
同 市梶原字畑ケ下321番2から321番4まで、321番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市梶原197番地  
岸 本 達 三  
姫路市北条梅原町8番地2  
有限会社ユースー 代表取締役 林 雄 造
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年8月13日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-15-2号（26加東）

## 病 院 局 公 告

### 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月13日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名  
県立リハビリテーション中央病院非常用放送設備更新工事
  - (2) 工事場所  
神戸市西区曙町1070
  - (3) 工事概要  
工種 電気工事  
非常用放送設備の更新
  - (4) 施工期間  
着工の日から平成28年3月25日（金）まで
  - (5) 最低制限価格  
有
  - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
  - (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
  - (8) 契約締結予定日  
平成27年11月上旬予定
  - (9) 支払条件
    - ア 前払金 有
    - イ 中間前払金 有
    - ウ 部分払 有  
履行期間中2回以内とする。
    - エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有
- 2 応募方法



単独企業による。

### 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

#### (1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内、東播磨県民局管内及び北播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成27年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてB等級（技術・社会貢献評価値数値10点以上の者に限る。）に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社黒田建築設計事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

#### (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

### 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

#### (1) 閲覧期間

平成27年10月13日（火）から同月28日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話（078）341-7711 内線3476

### 5 入札参加資格確認資料の交付

## (1) 交付期間

平成27年10月13日（火）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

前記4(2)に同じ

## (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

## 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

## (1) 提出期間

平成27年10月13日（火）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

前記4(2)に同じ

## (3) 提出部数

1部

## (4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

## (5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

## 7 設計図書に対する質問

## (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

## ア 提出期間

平成27年10月14日（水）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 提出場所

前記4(2)に同じ

## (2) 回答書の閲覧

## ア 閲覧期間

平成27年10月27日（火）から同月28日（水）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ

## 8 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時

平成27年10月29日（木）午後4時

## (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁西館 1階大入札室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

## (4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加

者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(i) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合

は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会規則第11号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の2及び別表第4中「兵庫県社警察署長」を「兵庫県小野警察署長 兵庫県加東警察署長」に改める。

様式第41号の3中

「

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 受 理<br>警察署 | 警 察 署<br>警視(部)派出所 |
|------------|-------------------|

」

を

「

|            |                |
|------------|----------------|
| 受 理<br>警察署 | 警 察 署<br>警部派出所 |
|------------|----------------|

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年11月2日から施行する。